

4 中小企業経営強化税制の見直し

(1) 見直しの概要

- 中小企業経営強化税制について、次の見直しが行われた上、適用期限が2年延長されました(措法42の12の4①)。
- 1 売上高100 億円超を目指す中小企業に係る措置(新類型)が新設されました(措法42の12の4①②)(次ページ参照)。
 - 2 食品等流通法等改正法により中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされた場合における食品等持続的供給実現法の認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画又は消費者選択支援事業活動計画に基づき取得等をする経営力向上設備等を本制度の対象とすることとされました(措法42の12の4①)(※)。
 - 3 本制度の対象となる経営力向上設備等について、次のとおり見直しが行われました(中小企業等経営強化法施行規則)。
 - (1) 生産性向上設備(A類型)における生産性の指標及び収益力強化設備(B類型)における投資計画の投資利益率に係る要件が見直されました。
 - (2) デジタル化設備(C類型)が除外されました。
 - (3) A類型、B類型及び経営資源集約化設備(D類型)から、暗号資産マイニング業の用に供する設備が除外されました。
 - 4 本制度の適用を受けることができないみなし大企業の範囲が見直されました(21ページ参照)。

[本制度の対象となる経営力向上設備等]

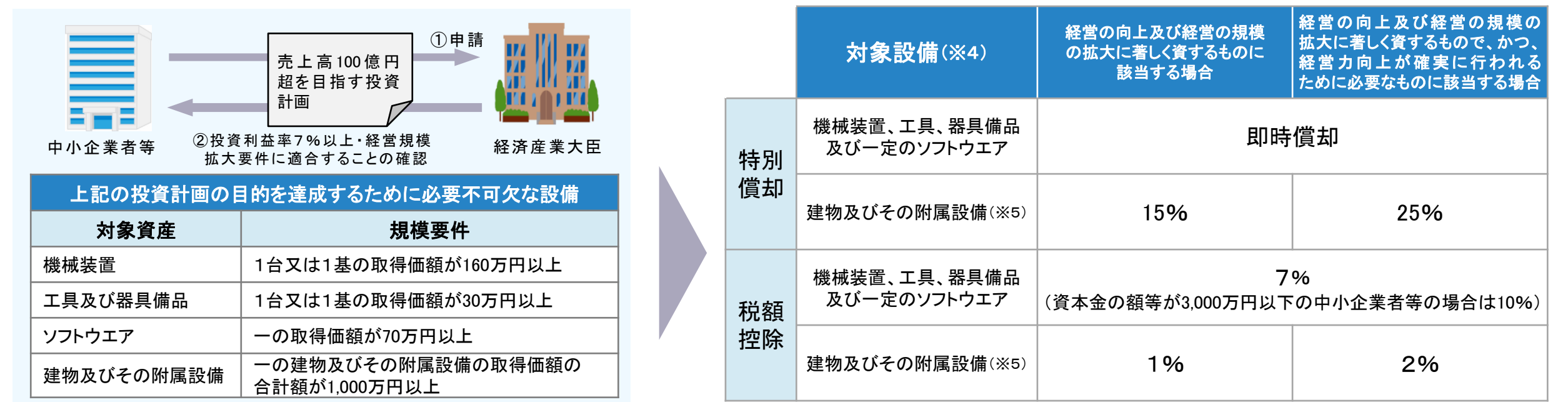
類型	特定経営力向上設備等		
	改正前		改正内容
	設備の内容	規模要件	
生産性向上設備(A類型)	旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上向上する設備	機械装置(160万円以上) 工具(30万円以上) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上) ソフトウェア(70万円以上)	・生産性の指標を単位当たり生産量、歩留まり率又はコスト削減率に見直し ・暗号資産マイニング業の用に供する設備の除外
収益力強化設備(B類型)	投資利益率が5%以上の投資計画に係る設備		・投資計画における投資利益率に係る要件を7%以上に引上げ ・暗号資産マイニング業の用に供する設備の除外
デジタル化設備(C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		除外
経営資源集約化設備(D類型)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備		暗号資産マイニング業の用に供する設備の除外
経営規模拡大設備(新類型)	—		売上高100億円超を目指す中小企業に係る措置の新設【次ページ参照】

※ 食品等流通法等改正法の施行の日から適用されます(改正法附則1十三)。

(2) 売上高100 億円超を目指す中小企業に係る措置の追加

特定経営力向上設備等に、売上高100億円超を目指す投資計画における平均投資利益率が7%以上であること及び経営規模拡大要件(※1)に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(※2)が追加されました(※3)。

[売上高100億円超を目指す中小企業に係る措置の適用に係るイメージ図]



※1 経営規模拡大要件は、今後経済産業省告示により定められます。

※2 設備の取得価額の合計額のうち、本措置の対象となる金額は60億円が限度となります(措法42の12の4①ニイ)。

※3 本措置に係る経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中において、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を受けることができないこととされています(措法42の6①、67の5①)。

※4 医療保健業を行う事業者が取得等をする器具備品のうち医療機器であるもの並びに建物及びその附属設備、発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をする機械装置並びに建物及びその附属設備、コインランドリー業(主要な事業であるものを除きます。)の用に供するもの並びに暗号資産マイニング業の用に供するものは含まれません。

※5 建物及びその附属設備を事業の用に供した事業年度が経済産業大臣の確認を受けた投資計画に定められた給与の支給額の増加に関する目標を達成した事業年度に該当しない場合には、建物及びその附属設備については、特別償却又は税額控除は適用できません。